

# 兵庫県弓道連盟規約

- 名称  
第1条 本会は、兵庫県弓道連盟と称する。
- 組織  
第2条 本会は、兵庫県内の弓道団体及び弓道愛好者をもって組織する。
- 事務所  
第3条 本会の事務所は、これを兵庫県内に置く。
- 目的  
第4条 本会は、弓道を普及振興して、体位の向上と人格の陶冶に資し、もって社会文化の進展に寄与するとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

- 事業  
第5条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- 1 弓道の普及発展に関する一般方策の樹立並びに実行。
  - 2 月例会、その他の射会の開催、各種団体が行う弓道行事に対する後援。
  - 3 弓道に関する研究会、講演会の開催及び弓道の段位の審査。
  - 4 国民スポーツ大会、全日本弓道選手権大会等への選手の派遣。
  - 5 近隣府県との協調による射会、研究会、その他行事の共催。
  - 6 弓道に功績のある者に対する表彰並びに推薦。
  - 7 その他本会の目的達成に必要な事業。

- 役員とその職務  
第6条
- 1 本会に次の役員を置く。  
会長1名 副会長若干名 理事長1名 副理事長若干名 常任理事若干名 理事若干名 監事2名 評議員若干名
  - 2 役員職務は次の通りとする。
    - (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
    - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは欠けたとき、その職務を代行する。
    - (3) 理事長、常任理事は会務を分担し執行にあたる。
    - (4) 理事は、理事会を構成し、本会の業務運営について審議し、その執行に当たる。
    - (5) 監事は、本会の会計を監査する。
    - (6) 評議員は、評議員会を構成し、この規約に定める事項を審議する。
    - (7) 名誉会長、顧問及び参与は、会長の諮問に応じ、本会の運営について意見を述べる事ができる。

- 役員選出  
第7条 本会の役員選出は次の各号による。
- 1 会長は評議員会において推挙する。
  - 2 副会長、理事長、副理事長、常任理事、理事は会長が推挙し、評議員会の承認を受けるものとする。
  - 3 監事は、評議員会において推挙する。
  - 4 評議員は、5名以上の加盟団体から1名を選出する。
  - 5 名誉会長、顧問及び参与は、理事会の決議に基づき会長が推挙する。

- 役員任期  
第8条 本会の役員任期は、何れも2年とし、再任を妨げない。 但し、補欠による役員任期は前任者の残任期間とする。

- 事務局及び専門委員会  
第9条
- 1 本会に事務遂行上必要に応じ、事務局及び各種専門委員会を置くことができる。
  - 2 事務局員及び専門委員は理事会の決議に基づき、会長が指名する。
  - 3 事務局及び専門委員に関する事項は、理事会の決議を経て別に定める。

- 理事会  
第10条
- 1 理事会は、会長、副会長、理事長及び理事を以って組織する。
  - 2 理事会は、必要に応じ会長が招集する。

- 評議員会  
第11条
- 1 評議員会は、評議員をもって組織する。
  - 2 評議員会は、毎年2回会長が招集する。 ただし、特に必要のある場合、臨時に評議員会を招集することができる。
  - 3 評議員会の議長は、その都度決定する。
  - 4 評議員は次の事項を審議する。
    - (1) 事業計画及び収支予算に関する事項。
    - (2) 事業報告及び収支決算に関する事項。
    - (3) 規約の改正に関する事項。
    - (4) その他本会の事業運営について特に重要な事項。
  - 5 評議員会は、前項第1号に規定するものを除き、会長から提出された議案について審議するものとする。

- 6 評議員会は、評議員の二分の一以上の出席がなければ開くことができない。ただし、書面をもって出席者に委任したものは出席者とみなす。
- 7 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところに従う。
- 8 会長、副会長、理事、監事、名誉会長、顧問及び参与は、評議員会に出席し、意見をのべる事ができる。

- 会計  
第12条
- 1 本会の会計は、会費及び寄付金その他をもって支弁する。
  - 2 本会の資産は、会長、副会長及び理事が連帯してその保管の責を負うものとする。
  - 3 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
  - 4 本会の事業計画及び収支予算は、毎会計年度当初において会長が作成し理事会の議決を経て、評議員会の承認を得なければならない。
  - 5 本会の決算は、会計年度終了後2ヶ月以内に会長が作成し、事業報告書、財産目録とともに監事の意見を附し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を得なければならない。

- 規約の改正  
第13条
- この規約は、理事会において三分の二以上の同意及び、評議員会において三分の二以上の同意を得なければ、改正することができない。

- 補則  
第14条
- この規約についての細則は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

- 附則  
施行期日  
規約改正
- この規約は、昭和40年4月1日より施行する。  
この規約の施行と同時に従前の「兵庫県弓道連盟規約」(昭和31年4月1日制定)は、これを廃止する。  
昭和44年2月9日一部改正同日より施行する。  
昭和46年4月11日評議員会に於いて一部改正同日より施行する。  
令和6年4月6日評議員会に於いて一部改正同日より施行する。

- 規約改正  
規約改正  
規約改正